

久喜市商工会創業支援奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で創業する方を対象に、予算の範囲内で創業支援奨励金（以下「奨励金」という）を支給することにより、創業にあたっての初期投資や事業継続を支援し、市内商工業の活性化を図ることを目的とする。

(奨励金対象者)

第2条 奨励金の支給の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により新たに開始する者、または、事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し事業を開始する法人。
- (2) 久喜市商工会が実施する創業塾の受講やワンストップ窓口の継続相談を受けていて、産業競争力強化法第114条第2項に規定する認定創業等支援事業計画に記載された同法第2条第25項に規定する特定創業支援事業による支援を受けている者。
- (3) 久喜市商工会の会員に加入済、または会員となる見込みであり、今後も継続して会員となる者。
- (4) 単に個人または、法人の代表者から事業を承継した者でないこと
- (5) 新たに行う事業が、許認可等を要する業種にある場合は、当該許認可等を受けていること。
(当該許認可等を受けることが確実と認められる場合を含む)
- (6) 新たに行う事業が、製造業、建設業、卸売業、小売業、運輸業、通信業、不動産業、サービス業、その他の中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく保証対象業種であること。
- (7) 新たに行う事業が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業でないこと
- (8) 過去5年以内に国、県、市等から同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団関係者でない者
- (10) 新たに行う事業が中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に定める連鎖化事業でないこと
- (11) 外国人にあっては、日本国内において就労が認められる在留資格を有すること。

(奨励金の額等)

第3条 奨励金の額は5万円とする。また、別表に定める団体の加入や、商工会が運営する事務代行、共済等の加入により最大5万円まで増額となる。なお、支給は1事業所につき1回限りであり、奨励金の合計金額は10万円を上限とする。

(奨励金の申請・請求)

第4条 奨励金の支給を受けようとする者は、創業前にあらかじめ、久喜市商工会が実施する創業塾の受講やワンストップ窓口等による継続相談を受けた後に創業した場合に限り、久喜市商工会長が定める期間内に久喜市商工会創業支援奨励金支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、久喜市商工会長に提出しなければならない。

- (1) 創業計画書（様式第2号）
- (2) 個人事業主にあっては開業届の写し、法人にあっては、登記事項証明書（発行から3ヶ月以内のもの）

- (3) 特定創業支援事業認定書（コピー）※市長印が押印されているもの
- (4) 現地案内図
- (5) その他久喜市商工会が必要と認める書類

（支給の決定等）

- 第5条 久喜市商工会は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その可否を決定し、久喜市創業支援奨励金支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- 2 久喜市商工会長は、奨励金の支給を決定する場合において、奨励金の目的を達成するため必要があるときは条件を付すことができる。

（奨励金の支給）

- 第6条 久喜市商工会は、奨励金の支給決定通知書を発行した日から30日以内に奨励金を支給するものとする。

（事業の中止又は廃止）

- 第7条 創業後1年以内に事業活動を中止、又は廃止しようとする支給事業者は、速やかにその理由及び状況その他必要な事項について、久喜市商工会創業支援奨励金事業廃止等届出書（様式第4号）により久喜市商工会長へ届け出なければならない。

（支給決定の取消し）

- 第8条 久喜市商工会長は、支給事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の支給決定の全部を取り消すものとする。
- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 奨励金の支給決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により奨励金の支給を受けたとき。
 - (4) 事業を継続して1年以上行わなかったとき。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - ア 支給事業者が死亡したこと、又は身体機能の一部を失ったことにより事業の継続ができない場合。
 - イ 天変地異等により事業の継続が困難である場合。
 - ウ その他事業を継続できないことがやむを得ないものと久喜市商工会長が認める場合
- 2 久喜市商工会長は、前項の規定により奨励金の支給決定を取り消した場合、支給事業者に対し、久喜市商工会創業支援奨励金支給決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（奨励金の返還）

- 第9条 久喜市商工会長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に奨励金が支給されているときは、久喜市商工会創業支援奨励金返還命令書（様式第6号）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

（雑則）

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は久喜市商工会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月27日から施行する。

別表（第3条関係）

対象項目	追加奨励金額
1. 久喜市商工会において経理代行事業(記帳代行)を委託	5万円
2. 久喜カード事業協同組合への加入 3. 一般社団法人栗商スタンプ会への加入 ※2. 3. については該当の団体より追加奨励金を支給する。	3万円
1. 久喜市商工会において労働保険事務を委託 2. 久喜市商工会青年部への加入 3. 久喜市商工会女性部への加入 4. 久喜市商工会 商工共済（貯蓄・医療・ガン）への加入	1万円

※奨励金の金額は一律5万円であり、上記表の通り加入内容によって最大10万円まで増額となる。